

# 環境保全型農業直接支払交付金 長野県 最終評価報告書

## I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、令和5年に策定した「第4期長野県食と農業農村振興計画（令和5年度～令和9年度）」において、将来にわたり安定的な農業生産が維持できるよう、環境負荷を極力低減する“環境にやさしい農業”の推進に取り組んでおり、①化学合成農薬及び化学肥料を50%以上削減した栽培②オーガニックビレッジの推進を目標としている。また、「長野県有機農業推進計画」においては、②に加えて有機農業の取組面積の拡大を目標に掲げており、一体的に推進するものとしている。

また、令和5年3月には「長野県みどりの食料システム戦略推進計画」を策定し、環境にやさしい農業やゼロカーボンに資する取組をより推進するべく、消費者の「食の安全安心」や「環境保全」に対する意識の高まりに応えるべく、「信州の環境にやさしい農産物認証制度」やみどりの食料システム法に基づく生産者の認定をすすめている。

そのほか、長野県では令和元年に全国に先駆けて「気象非常事態」を宣言するとともに、2050年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることとし、令和3年度には「長野県ゼロカーボン戦略」を策定。農業生産現場における取組として、環境にやさしい農業の取組促進等掲げており、炭素貯留の取組に対する支援や温暖化に対する緩和策の研究に取り組んでいる。

## II 取組の実施状況

### 1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み	
実施市町村数		41	40	41	43	
実施件数		88	86	86	93	
交付額計（千円）		44,662	43,477	45,883	50,293	
実施面積計（ha）		621	589	624	688	
取組別 実績	有機農業	実施件数	71	71	71	77
		実施面積（ha）	277	284	301	338
		交付額（千円）	27,149	27,209	29,503	33,349
	堆肥の施用	実施件数	13	12	14	15
		実施面積（ha）	176	142	167	169
		交付額（千円）	7,024	6,024	6,648	6,938
	カバークロップ	実施件数	17	14	15	11
		実施面積（ha）	50	47	40	39
		交付額（千円）	3,024	2,825	2,401	2,389
	リビングマルチ	実施件数	1	1	1	-
		実施面積（ha）	0.66	0.05	0.97	-
		交付額（千円）	52	2	52	-

草生栽培	実施件数	1	1	1	1
	実施面積 (ha)	0.30	0.30	0.1	0.18
	交付額 (千円)	15	15	5	9
不耕起播種	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—
長期中干し	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—
秋耕	実施件数	—	2	2	6
	実施面積 (ha)	—	24	24	49
	交付額 (千円)	—	197	193	398
冬期湛水管理	実施件数	2	2	1	1
	実施面積 (ha)	15	15	11	12
	交付額 (千円)	1,079	1,118	808	840
総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	実施件数	8	8	7	7
	実施面積 (ha)	76	76	78	78
	交付額 (千円)	6,131	6,152	6,268	6,308

## 2 推進活動の実施件数

推進活動	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	19	16	19	14
実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	3	3	3	6
先駆的生産者等による技術指導	23	19	23	23
自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	10	7	5	9
ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0	1
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	17	18	17	18
土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	28	28	19	24
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	5	3	3	6
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	17	36	24	35
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	12	14	14	17
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年				0

法律第 37 号) 第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	6	8	5	7

### 3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第 4 の 1 の (1) のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10 アール当たりの施用量	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
稲わら堆肥 以外の堆肥	水稲	おおむね 0.5t 以上おおむね 1.0t 未満	2,200 円
稲わら堆肥 以外の堆肥	水稲以外	おおむね 0.5t 以上おおむね 1.0t 未満	1,400 円
稲わら堆肥 以外の堆肥	水稲以外	おおむね 1.0t 以上おおむね 1.5t 未満	2,800 円

(2) 実施要領第 4 の 1 の (9) により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	取組の概要	化学合成農薬のみに依存せず、交信攪乱剤の使用を含む様々な防除技術を組み合わせて病害虫・雑草の発生を抑制する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	りんご、もも、なし、キャベツ、レタス、すもも (プルーン含む)
	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	8,000 円
取組名 冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ることで、鳥類やその他の生物の生息場所の確保やえさ場を保全し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域 (ただし、市町村の環境等の計画に本取り組みが位置づけられていること)
	対象作物	全作物
	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	8,000 円 (有機質肥料施用・畦補強等実施) 7,000 円 (有機質肥料施用・畦補強等未実施) 5,000 円 (有機質肥料未施用・畦補強等実施) 4,000 円 (有機質肥料未施用・畦補強等未実施)

(3) 実施要領第 4 の 2 の (4) により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
りんご	県内全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例 (露地栽培に限る)
もも	県内全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例 (露地栽培に限る)
すもも	県内全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例 (露地栽培に限る)
なし	県内全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例 (露地栽培に限る)
西洋なし	県内全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例 (露地栽培に限る)
ぶどう (巨峰)	県内全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例 (露地栽培に限る)
おうとう	県内全域	化学合成農薬の 4 割低減の特例 (露地栽培及び雨よけ栽培に

		限る)
--	--	-----

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
-	-

### Ⅲ 環境保全効果等の効果

#### 1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用（カバークロップ、リビングマルチおよび草生栽培）、秋耕は国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において、「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

本県における当該取組の令和5年度取組面積は596.96haであり、参考に温室効果ガス排出削減量に換算すると1,294tCO<sub>2</sub>/年の削減効果がある（環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価令和5年3月表3-3より算出）。

また、令和元年においては、約771tCO<sub>2</sub>/年の削減効果であり、約523tCO<sub>2</sub>/年分削減量が増加している。

特に令和5年度に単位当たり温室効果ガス削減量の多い秋耕の取組面積が中間評価から4ha増加しており、地球温暖化防止に効果があった。

#### 2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業、地域特認取組の冬期湛水管理およびIPMに関する取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において、「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

本県における令和5年度の取組面積は、有機農業338ha、地域特認取組（冬期湛水管理、IPMに関する取組）90haとなっており、地域特認取組はほぼ横ばいであるが、有機農業の取組は令和2年度から61ha増加しており、生物多様性保全に資する取組面積が拡大している。

また、令和3年度に実施した生物多様性保全効果調査では有機農業の実施の有無において以下の結果となった。

調査結果については本交付金の取組ほ場のまとまっていない地区Cおよび地区Dの調査で慣行区と同等の保全効果となった。取組ほ場のまとまっている地区Bが実施区の方で高い保全効果となった一方で、地区Aは慣行区の方が高い保全効果を示す結果となった。なお、特筆すべき事項として、地区Bおよび地区Cの調査において、絶滅危惧Ⅱ類のシャジクモを確認している。

また、本県で実施した前述の調査をはじめとする全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示された。

生物多様性の保全効果については令和3年度の調査結果だけでなく、更なる検討が必要である。

表 令和3年度生物多様性保全効果調査結果

指標生物	本交付金実施面積 まとまりあり				本交付金実施面積 まとまりなし			
	地区 A		地区 B		地区 C		地区 D	
	実施区	慣行区	実施区	慣行区	実施区	慣行区	実施区	慣行区
アシナガグモ類 捕獲数	2	8	0	2	3	1	3	2
ウキクサ類		在	在	在	在	在	在	在
ジシバリ類								
チドメグサ類			在	在	在		在	在
ムラサキサギゴ ケ				在		在		在
ミゾソバ				在		在	在	在
ヨモギ類	在	在	在	在	在		在	在
希少生物の有無			在 シャジ クモ		在 シャジ クモ			
評価	B	A	A	B	A	A	A	A

※評価は、生物多様性保全効果の高い順に、S, A, B, C の評価となっている。

### 3 その他の効果

みどりのチェックシートもしくは GAP の研修が要件となっていたことで、実施者が環境保全への取組の実践についてより理解が深められており、参考として、国際水準 GAP 認証取得件数は令和元年 45 件から令和5年には 68 件と取得件数は年々増加している状況である。

特徴的な取り組みとしては、飯綱町の「アップルファームさみず」では、総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除に大規模に取り組み、信州の環境にやさしい農産物認証の取得に加え、病害虫の発生状況の観察や勉強会等を開催している。加えて、販売についても特別栽培として格付販売を実施している。他には、佐久地域で活動している「佐久ゆうき合同会社」では有機農業に取り組んでいるが、会員全員が有機 JAS 認証を取得しており、積極的に有機農業の取組を展開している。特に地元市場と深くかかわっており、会員が物流費など販売コストにも関心を持って活動を実施するなど先進的な活動が評価され、未来につながる持続可能な農業推進コンクールにて令和5年度に農産局長賞を受賞するなど動きが活発になっている。

6 市町において、オーガニックビレッジ宣言や有機給食の実施等の有機農業産地づくりに取り組んでいるところであり、その実施にあたっては地域の生産者団体や流通業者等と連携する動きが活発になっている。

## IV 事業の評価及び今後の方針

### 事業の評価

県内の令和5年度の取組面積（689.2ha）は令和元年度（571ha）と比較して118.2ha増加しており、取組が減少した年もあるものの全体の傾向として増加している。

特に地球温暖化防止効果及び生物多様性保全効果いずれにも効果がある有機農業が増加している。増加した理由は団体内の取組者数の増加によるもので、有機農業者間でのネットワーク等で本事業のことを知り、団体内の人数が増加した。

また、事業を活用している団体で良い取組も見られ、農業推進コンクール等で受賞を受けるような団体もでてきているため、生産者の組織的な活動や生産者の環境に対する意識自体にも良い影響がでているものと考えられる。

本事業は様々な効果が得られている一方で、複雑な要件と申請書類作成の事務負担について意見が寄せられている。

要件については、まず団体を組むことが一つのハードルとなっており、まず申請まで至ることが難しいことがある。今後仮に個人申請を可能とすることで、取組件数増加を見込めるものの、市町村からは、ほとんどの生産者が申請書類に補助が必要で個人申請の場合は対応がしきれないため、検討が必要である。

また、事務について生産者及び市町村両方から負担が大きいとの意見が寄せられている。県として、県の独自認証である「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の取得者には認定証で提出書類を簡略化することや長野県版パンフレットの作成、市町村担当者会議の開催、農業の専門的な部分等の説明は行っているが、要件や様式等が複雑であるため、事務負担が大きい。

### 今後の方針

第4期長野県食と農業農村推進計画及び長野県有機農業推進計画の目標達成に向け「環境にやさしい農業」を推進していくために、有機農業などの持続可能な農業の面的拡大に向け、本事業を活用していく。

そのために、まず要件でもある慣行に比べて化学肥料及び化学合成農薬の50%削減するための技術を実証事業や研修会等を通じて普及を行う。

また、本事業の周知について研修会等を通じて継続するとともに、JAの部会等の団体に対する周知なども検討していく。

さらに、市町村に対して引き続き連携するとともに、新たに取組む市町村等に対して、促進計画や事業の説明などを行い、事務の負担が軽減できるように説明を行う。

また、地域特認取組については令和7年度に予定されている制度改正の動向や炭の投入など他県の取組を踏まえながら、取組を拡大していく。